

代理受領の契約書

（趣旨）

第1条 この契約は、泉大津市（以下「甲」という。）と日常生活用具納入業者（以下「乙」という。）との間に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく日常生活用具給付（貸与）費の支給を行う際の代理受領（障害者又は障害児の保護者に代わって日常生活用具業者が日常生活用具給付（貸与）費を受領することをいう。以下同じ。）等について必要な事項を定めるものとする。

（日常生活用具の提供等）

第2条 乙は甲の発行する日常生活用具給付（貸与）券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者等」という。）と日常生活用具の給付（貸与）について契約を締結した場合は、その処方に基づき、日常生活用具の提供を行うものとする。

2 乙は、日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

（日常生活用具給付（貸与）費の代理受領）

第3条 甲は、日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者等からの委任に基づき、日常生活用具給付（貸与）費として日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、日常生活用具給付（貸与）支給対象障害者等に代わり、乙に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者等に対し日常生活用具給付（貸与）費の支給があったものとみなす。

3 乙は、その提供を行った日常生活用具について、前項の規程により、日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者等に代わって日常生活用具給付（貸与）費の支払いを受ける場合は、当該日常生活用具を引き渡した際に、日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者等から泉大津市日常生活用具給付（貸与）券に記載した受給者又は扶養義務者が支払うべき額の支払いを受けるものとする。

4 日常生活用具の提供に要した費用につき、前項受給者又は扶養義務者が支払うべき額の支払を受ける際、当該支払をした日常生活用具給付（貸与）費支給対象障害者に対し、領収書を交付しなければならない。

（請求）

第4条 乙は甲に対して日常生活用具給付（貸与）費を請求する場合には代理受領に係る日常生活用具（貸与）費支払請求書（兼請求及び代理受領に対する委任状）に泉大津市日常生活用具給付（貸与）券を添えて請求しなければならない。

2 甲は、乙から日常生活用具給付（貸与）費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

（変更等の届出）

第5条 乙は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに甲に対し届け出なければならない。

(契約の取り消し)

第6条 甲及び乙は、次の場合には一方的にこの契約を取り消すことができる。

(1) この契約の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合。

(2) 契約条項に違反があった場合。

(不正利得の徴収等)

第7条 乙が、偽りその他の不正の手段によって日常生活用具給付（貸与）費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、甲は当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第8条 乙はこの契約による帳簿及び関係書類を5箇年間保存しなければならない。

(協議事項)

第9条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ決定する。

(契約期間)

第10条 契約の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(契約更新)

第11条 この有効期間満了前1箇月前までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われないときは、有効期間満了の翌日において向こう1箇年間順次契約を更新したものとみなす。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方連名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年 4月 1日

甲 泉大津市東雲町9-12

泉大津市長 神谷



乙 日常生活用具納入業者

株式会社 浪速のミニ商人

代表取締役 若林 隆

